特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	生活保護に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

伊東市長

公表日

令和7年2月13日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	1　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第一項の保護の実施に関する事務 2　生活保護法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3　生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務 4　生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務 5　生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実につい ての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6　生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務 7　生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 ※医療オンライン資格確認については、以下の事務 ・生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバ、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、統合専用端末、レセプト管理システム、医療保険者向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
被保護者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第9条第1項　別表の23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第15条 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例　第4条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 42,43,161,162の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊東市役所　健康福祉部　社会福祉課 〒414－8555　静岡県伊東市大原二丁目1番1号　　電話　0557－32－1534
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊東市役所　総務部　庶務課 〒414－8555　静岡県伊東市大原二丁目1番1号　　電話　0557－32－1234
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月29日	Ⅰ－３　個人番号の利用法令上の根拠	（追加）	伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例　第４条	事後	
平成28年7月29日	Ⅱ－１　対象人数いつ時点の計数か	平成27年3月2日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	
平成28年7月29日	Ⅱ－２　取扱者数いつ時点の計数か	平成27年3月2日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	
平成28年7月26日	Ⅰ-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報提供の根拠）第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条及び第55条（情報照会の根拠）第19条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報提供の根拠）第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第26条の4、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条及び第59条の2（情報照会の根拠）第19条	事後	
令和2年6月26日	Ⅰ－５　評価実施機関における担当部署②　所属長の役職名	社会福祉課長　稲葉　和正	社会福祉課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年6月26日	Ⅳ　リスク対策	（追加）	（項目を追加）	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年6月26日	Ⅱ－１　対象人数いつ時点の計数か	平成28年4月1日　時点	平成31年3月1日　時点	事後	
令和2年6月26日	Ⅱ－２　取扱者数いつ時点の計数か	平成28年4月1日　時点	平成31年3月1日　時点	事後	
令和2年7月14日	Ⅱ－１　対象人数いつ時点の計数か	平成31年3月1日　時点	令和2年3月31日　時点	事後	
令和2年7月14日	Ⅱ－２　取扱者数いつ時点の計数か	平成31年3月1日　時点	令和2年3月31日　時点	事後	
令和3年9月17日	Ⅰ-1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	番号連携サーバー	団体内統合宛名システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	Ⅰ-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年12月8日	Ⅱ－１　対象人数いつ時点の計数か	令和2年3月31日　時点	令和4年3月31日　時点	事後	
令和4年12月8日	Ⅱ－２　取扱者数いつ時点の計数か	令和2年3月31日　時点	令和4年3月31日　時点	事後	
令和5年6月6日	Ⅰ-1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	生活保護システム、中間サーバ、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、統合専用端末、医療保険者向け中間サーバー等	事後	
令和5年6月6日	Ⅰ-2　特定個人情報ファイル名	被保護者ファイル	被保護受給者情報ファイル	事後	
令和5年6月6日	Ⅰ-3　個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一　15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第15条 伊東市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例　第4条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一　15の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。）第15条 伊東市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例　第4条	事後	
令和5年6月6日	Ⅰ-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条,第9条,第11条,第14条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第26条の4、第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条、第55条及び第59条の2 （情報照会の根拠） 第19条	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号　別表第二の9,10,14,16,18.,20,24,26,27,28,30,31,37.38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113、116,120の項 主務省令第8条,第9条,第11条,第12条,第13条,第14条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第23条,第24条,第25条,第26条の4,第27条,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条,第58条,第59条の2の2,第59条の3 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8項　別表第二　26の項 ・主務省令第19条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	Ⅰ-1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第一項の保護の実施に関する事務 2　生活保護法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3　生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務 4　生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務 5　生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実につい ての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6　生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務 7　生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務	1　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第一項の保護の実施に関する事務 2　生活保護法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3　生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務 4　生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務 5　生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実につい ての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6　生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務 7　生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 ※医療オンライン資格確認については、以下の事務 ・生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	事後	
令和7年2月13日	Ⅰ-1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、中間サーバ、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、統合専用端末、医療保険者向け中間サーバー等	生活保護システム、中間サーバ、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、統合専用端末、レセプト管理システム、医療保険者向け中間サーバー等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	Ⅰ-3　個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一の15の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。）第15条 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例　第4条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）　第9条第1項　別表の23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第15条 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例　第4条	事後	
令和7年2月13日	Ⅰ-4　情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号、別表第二の9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項 ・主務省令第8条,第9条,第11条,第12条,第13条,第14条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第23条,第24条,第25条,第26条の4,第27条,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条,第58条,第59条の2の2,第59条の3 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号、別表第二の26の項 ・主務省令第19条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 42,43,161,162の項	事後	
令和7年2月13日	Ⅱ－1　対象人数いつ時点の計数か	令和4年3月31日　時点	令和7年1月31日　時点	事後	
令和7年2月13日	Ⅱ－2　取扱者数いつ時点の計数か	令和4年3月31日　時点	令和7年1月31日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	Ⅳ－8.人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	（追加）	〔十分である。〕 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年2月13日	Ⅳ－11.最も優先度が高いと考えられる対策	（追加）	2）目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年2月13日	Ⅳ－11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	（追加）	〔十分である。〕 生活保護システム（業務システム）において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更に伴う修正